

# 欧米経済史

## 第10章 ブレトン・ウッズ構想の試練

坂出 健

# 来週の内容

- 第11章 マーシャル・プラン

# 今週の内容

- Sec. 1 ブレトン・ウッズ構想実現の試み
- Sec. 2 ブレトン・ウッズ構想の破綻
- Sec. 3 ドイツ復興路線と現実化とシューマンプラン(欧州石炭鉄鋼共同体)

# Sec. 1 ブレトン・ウッズ構想実現の試み

- ブレトン・ウッズ構想実現の試み
- 「戦後構想の三本の柱」(ガードナー)
- ①ブレトン・ウッズ機関
- ②国際貿易憲章
- ③英米金融協定

# (1)ブレトン・ウッズ機関

- 1944年7月 ブレトン・ウッズ協定
- ↓
- 1946年3月 サバンナ会議(ジョージア州):ブレトン・ウッズ機関(IMF/IBRD) 創立総会
- ①IMF(国際通貨基金:International Monetary Fund)
- →1930年代の世界経済が各国の平価切下げ競争により分断され崩壊したとの反省
- 為替の自由化・安定化が主要な課題
- ②IBRD(世界銀行:International Bank for Reconstruction and Development)
- →戦後復興に必要な長期性の資金を融資
- 第二次大戦後の国際通貨・金融取引の枠組み:「ブレトン・ウッズ体制」
- 第二次大戦後の国際経済(通貨・貿易)の枠組み:「IMF=GATT体制」
- ・こうした経済システムの起源と内容は?
- ・さしあたり「ブレトン・ウッズ体制」の内容としては

# 「ブレトン・ウッズ体制」の内容

- さしあたり「ブレトン・ウッズ体制」の内容としては
- ①為替取引の自由化→貿易・投資の発展
- IMF協定第八条:商品・サービスなどの經常取引にたいする為替管理の禁止
- (自国通貨と外貨との交換に制限を設けない)
- ②為替の安定化
- ・アメリカ以外の各国はドルを基準にして固定相場を設定
- ・アメリカは各国の通貨当局が保有するドルを金1オンス＝35ドルの公定価格で金に交換することを保証(1934年の金準備法(アメリカの国内法)が基礎)
- \* 金本位制に類似した固定相場制

## (2)国際貿易機構

- 通商面におけるBW機関に相当する協力機構の必要
- 1946年10月 ロンドンに準備委員会が招集され国際貿易憲章についての討議が開始(ロンドン会議)
- 1947年10月 ITO(International Trade Organization:「自由・無差別」の世界貿易体制を実現する機構)の前段階としてGATT(General Agreement on Tariff and Trade、関税と貿易に関する一般協定)締結→自由貿易を達成するために関税軽減と数量制限(輸入割当制、輸入許可制、為替管理など)の撤廃を最大の目標
- 互恵原則:通商交渉において、一方的な優遇や譲歩を排除し、他国からの見返りを要求
- 多角原則:二国間交渉で得られた成果は、他の第三国にも無差別で適用する。
- (GATT第1条最恵国条項→新たに導入された関税引き下げが、両国と通商協定を締結しているすべての国に無差別で適用され、多角的に波及)

# ・例外条項

- ①国際収支に著しい困難が生じた場合、②国内的に農業保護政策に障害が生じる場合、数量制限が免責(ヨーロッパ諸国の外貨(ドル)不足への配慮、アメリカの農業保護政策への配慮)③既存の特恵措置はそのまま認め、しかも関税同盟や自由貿易地域を最恵国条項の適用からはずす。(イギリスがオタワ協定による帝国特恵制度の継続を主張)

# (3)英米金融協定（1945年）

- ①第二次大戦中の英米交渉
- \* 武器貸与(lend lease)援助をめぐる英米交渉の争点
- 米)援助の見返りに、戦後アメリカの世界政策(貿易・為替の自由化を基礎とする多角的自由貿易の実現)へのイギリスの同意→英帝国特惠制度の廃棄とスターリング地域の解体
- →1942年英米相互援助協定
- 第7条:イギリスが戦後「国際的交易における一切の差別待遇の撤廃、関税その他の貿易上の障害を減少させる」
- \* ブレトン・ウッズ協定
- 英)スターリング地域解体に同意
- ・IMF協定第14条＝「過渡期」条項により先のぼし

## ②戦後のドル不足(dollar shortage)問題

- ・アメリカと欧州との圧倒的な生産力格差
- ・戦時中の欧州の疲弊→アメリカは輸入先を欧州から西半球へシフト
- ・東西欧州の分断→欧州内貿易網が分断されアメリカ含む西半球への輸入依存
- ・復興のためのアメリカからの資本輸入
- ・貿易外収支の悪化
- →戦時中に拡大した生産力をもつアメリカとしても商品の輸出先確保のため座視しえない。

# ③ワシントン交渉

- 1945年8月15日 日本降伏により第二次大戦終結
- →8月21日、米政府、武器貸与による物資供給を英への予告・相談なく打ち切り。
- 1945年9月11日第1回正式会議～12月6日協定調印
- \* イギリス:駐米イギリス大使ハリファクス卿・ケインズ
- ・援助が得られなければ「自由化」政策に協力しない(できない)
- ・援助は贈与ないし無利子借款60億ドル
- ・自由化義務は過渡期条項を盾に実行を遷延する。
- \* アメリカ:財務長官ビンソン・経済担当国務次官補クレイトン
- (4月12日FDR急逝により、財務長官モーゲンソー、ホワイ特などニューディーラー退く)
- ・援助は利子つきで借款もイギリスの要求より少なくする。
- ・新規援助の付帯条件に「自由化」の実質化-過渡期の短縮

# ④1945年英米金融協定

- Financial Agreement between the Government of the United States and the United Kingdom
- 武器貸与債務の決済については寛大な条件(200億ドル以上の対英純債権を全額棚上げ)
- イギリスは37億5000万ドルの利子つき借款を獲得
- 貿易多角化の義務-差別制限撤廃の義務の厳密な規定
- IMF協定第14条に規定された「過渡期(transitional period)」の1年への短縮
- 第2条:対英借款の目的は「本協定および他の協定の規定する多角化義務の遂行を助ける」点にあると明記し、経常勘定のポンドおよびポンド残高の対ドル自由交換を協定発行後一年間以内に実行する義務をイギリスに課す。
- \* 過酷なひもつき借款という性格-多角化構想実現のための英米協調

## Sec. 2 ブレトン・ウッズ構想の破綻

- (1)ブレトン・ウッズ機関(IMF・IBRD)
- \* 1946年を通じたアメリカの政策決定者の楽観主義
  - 世界が必要とするドルに対する過小評価
- 1946年12月 FRB:1947年に世界が必要とするドルは35億ドル(外国の金ドル準備・対英借款等で対応可能)
- IMF・世銀の融資能力に対する過大評価
- 国連総会でのクレイトンの発言「IMF・世銀は150億ドルの融資能力をもつ」
  - 世銀の融資能力:米国の出資金6億3500万ドル(米国の未払出資金含めても32億ドル)
- IMF:復興融資を意図しておらず、戦後過渡期においては資金を温存する方針

# ●「1947年の危機」

- ①政治面:国際連合通じた「一つの世界」実現→米ソ両陣営の対立
- ②経済面:国際収支不均衡(ドル不足問題)
- アメリカの貿易収支        西欧の貿易収支
- 1946年        82億ドルの黒字        58億ドルの赤字
- 1947年        113億ドルの黒字        75億ドルの赤字
- ・第二次大戦前西欧の貿易赤字を埋め合わせていた貿易外収支も悪化
- ・IMF
- 1947年6月 理事会方針「加盟国からの援助申請は借款がIMF協定の目的に沿っているかどうかで判断」→短期的な安定を目的とする融資を拒否→1947年前半、IMFの為替取引は事実上停止
- 米国を除く加盟各国は、IMF協定の過渡期条項援用し、為替制限を実施。
- ・世銀
- 直接融資に使用できる資金は少なく、民間の海外投資に対する保証業務も外国証券市場再開の目処たたためため期待できず。

# 危機克服策

- →民間資本の主な供給源であったウォール街の信認を得る必要
- 1947年2月大幅な人事更迭:世銀総裁にウォール街の弁護士ジョン・マックロイ(後のドイツ高等弁務官)就任→世銀は商業ベースにのる特別な活動に役割を限定、復興融資の主な担い手ではないことを示唆
- \*ブレトン・ウッズ機関は「1947年の危機」に対して機能を発揮できず。

## (2)1947年ボンド危機

- 英米金融協定:米国の巨額のドル借款←→イギリスの多角主義復帰の詳細な規定
- これにより戦後過渡期の問題が解決するとの期待
- •1947年7月15日 英米金融協定に基づく多角化義務(ポンド交換性回復)が発効予定
- •1947年7月15日 イギリス、英米金融協定に基づきポンド交換性回復に踏み切る。
- ↓
- 急激なドル流出(英政府は米国借款からの引出しで対応)
- ↓
- •1947年8月18日 英代表団、ワシントンへ向かう(この時点での米借款の未引出し額は8億5000万ドル)

# ●ワシントン(緊急)会談(8月20日覚書 発表)

- ①ポンド交換性問題→交換性停止
- ②無差別条項(第9条)
- ・イギリスは米国の物資を輸入するにあたって、米国以外の国からの同じ物資の輸入を制限しないかぎり、これを制限できない。→1947年夏の状況での履行はドル流出を招く。
- ・ワシントン会談:米国代表は無差別条項の下で「現在のイギリスの対外金融ポジションが例外的に異常である点を考慮する」→ドル地域以外の諸国を優先と米国物資に対する差別制限を米国側黙認
- \* 緊急措置:交換性回復停止・スターリング圏のドル資材輸入制限・英米金融協定9条(無差別条項)延期→スターリング圏維持の姿勢

# (3) 国際貿易機構

- 目的:関税その他貿易障壁の引き下げ・国際貿易上のすべての差別待遇の廃止
- ①ジュネーブ会議(1947年4月)
- \* 英連邦諸国と米国との間での関税と特惠関税の問題の解決
- 英連邦諸国の特惠関税廃止←→米国の関税引下げ
- 米代表団クレイトン(国務省)
- ・米国の関税を1945年水準の50%に引き下げる権限
- ・英国特惠関税および各国の特惠関税廃止が目標
- (1946年の議員選挙で共和党勝利→貿易上の成果を議会で発表する必要)
- ・交渉
- イギリス側:特惠関税の引下げには同意するが廃止は拒否→デッドロックへ
- ・特惠関税廃止は実現せず妥協。
- 「関税および貿易に関する一般協定」(GATT)成立

## ②国際貿易憲章

- 1945年秋 英米「国際貿易雇用会議に関する提案」
  - 数量制限撤廃に原則合意
  - 例外:戦後過渡期における国際収支を擁護するための制限
- 1946年2月 国際連合経済社会理事会、国際貿易雇用会議設立に関する協定の起草
- 1946年10月 ロンドン会議、国際貿易憲章についての討議開始
- →「憲章草案(ロンドン草案)」
- 戦後過渡期:1949年12月31日まで

## (続)

- ・国際貿易憲章最終草案準備委員会
- 1947年春 ジュネーブ 第1回会合
- 1947年冬 ハバナ 第2回会合
- \* 差別制限に対する例外規定をめぐる議論
- 1948年3月23日 ハバナで最終的に国際貿易憲章の調印(ハバナ憲章)
- ・新たな特恵関税・特恵関税の拡大が禁じられる。
- ・既存の特恵関税の撤廃についても交渉の議題とする。

# ③国際貿易機構の流産

- ・イギリス:特恵関税廃止に対する反対論
- ・アメリカ:議会の批准をめぐって
- 1948年:マーシャル・プラン
- 1949年:北大西洋条約機構(NATO)が優先的に議論
- 1950年:国際貿易機構に関する公聴会開始
- 国民のブレトン・ウッズ機関・国際連合に対する幻滅  
ー ジュネーブ合意での関税引下げ→国内の生産者への圧迫→保護貿易圧力
- \* 1950年12月6日 政府発表「国際貿易憲章の案件は再び議会の提出すべきでない」
- →国際貿易憲章の流産

# ●ブレトン・ウッズ構想の破綻

- 1947年のポンド交換性回復危機を通じてスターリング圏の解体先送りへ
- ・新たな復興に対するアプローチ登場の必要性  
→マーシャル・プラン
- ①欧州地域内の復興と通商決済自由化に重点  
←世界大での復興と通商決済自由化
- ②ドイツ復興問題に関する方向転換ーブレトン・ウッズ構想の下では懲罰的「モーゲンソー・プラン」(非工業国化・農業国化)に基づき戦後世界構想に位置づけられず。

## Sec.3 ドイツ復興路線と現実化と シューマンプラン

- 最大の焦点は、ドイツ復興(工業生産能力)に対するフランスの恐怖感を宥め、仏独和解をどうすすめるか?(欧州統合成功の前提条件)
- 方策は二つ、①イギリスの欧州統合参加とそこでのリーダーシップ②イギリスの欧州統合参加を前提としない、仏主導の欧州統合

# 二つの路線

- ① 米仏が当初望んだ路線→イギリスの欧州統合を支援はするが自国は参加しないという方針により難航
- ② 1949年中頃からアチソン国務長官により(在欧米大使の反発を受けつつ)推進される。
- →その場合、難問は仏独和解の前提となる石炭・鉄鋼問題の解決。

# (1)OMGUS クレイ主導の単独復興論

- ①OMGUS(在独アメリカ軍政府)長官クレイの「管理貿易政策」
- ・シュツッガルド演説以降におけるアメリカのドイツ復興計画
- 一国的枠組みでのドイツ復興論(「単独復興論」)
- ・全ドイツ統一(そのための対ソ交渉)と単独復興
- (目的)ドイツ占領経費の削減とアメリカのドル援助の早期削減
- (内容)・輸入:必要最小限の食糧と輸出産業に必要な原材料に限定
- →欧州諸国相互の双務的貿易協定からのドイツの孤立
- ・ルール炭:ドイツ復興に優先的に活用

## ②マーシャル・プランの「統合復興論」

- ・マーシャル・プラン実施機関ECA(経済協力局)のドイツ復興計画
- ・ドイツ分割と統合復興(ドイツ復興をヨーロッパ復興のなかで位置づける)
- ・自由貿易とドイツを含む欧州域内分業関係の活性化
- ・ルール炭:フランスの産業近代化計画などヨーロッパ復興にも活用

### ③OMGUS × ECA (経済協力局)

- ・OMGUS の単独復興論とECA の統合復興論の路線対立
- ~1948 年末までは、クレイはECA の干渉から自由にドイツを統治
- (ベルリン危機などを背景に)
- ex.)1948 年12 月 OMGUS、ドイツ石炭価格引上げ(周辺国はルール炭入手困難に)

## (2)アチソン国務長官の下での新ドイツ政策

- ①新ドイツ政策
- 1949年初頭 国務長官 マーシャル→アチソンへ
- ・OMGUSとECAの対立状況解消に着手
- ・国家安全保障会議(NSC)でドイツ問題小委員会設置→新ドイツ政策の検討
- ・焦点:目標-全ドイツ復興か?西ドイツの統一と強化か?
- 国務省政策企画室(ケナン)は「引き離し案」を通じた全ドイツ再統一に関心
- ブラッドレー合同参謀本部議長主導でドイツ分割に決定(ソ連と交渉するべきでない)
- →アメリカのドイツ政策の統一(ECA路線へ)
- ・軍政から民政への移行に伴い成立する高等弁務官にはウォール街出身のマックロイ(世銀総裁)の就任が決定

## ②ワシントン三国外相会談(1949年3月～4月)

- アチソン・シューマン・ベビン
- 主要議題は北大西洋条約調印
- ●ドイツ問題-賠償水準と生産制限
- 米)賠償水準引き下げと生産制限撤廃を要求(仏は反対)
- 4月12日 三国のコミュニケ:賠償と生産制限問題での三国の一致
- ・ドイツ工業復活(ドイツ重工業の工場解体方針転換)と西ドイツ政府の樹立
- ・西ドイツのマーシャル・プラン・OEECへの参加
- \*アメリカは仏にマーシャル資金による対仏援助の額・用途を交渉材料に新ドイツ
- 政策への同意を取りつける。
- →ドイツ重工業の生産力が欧州統合のプロセスで解放される枠組みの形成
- ECAのドイツ工業復活と欧州統合への参画志向×仏のドイツ工業抑制志向
- 争点は①賠償問題②ルール問題③工業制限緩和問題
- フランスのドイツ工業復活に対する恐怖感

# ③マルク切下げ問題(1949年9月)

- 1949年9月21日 西ドイツ政府樹立
- ・当初の問題は、ドイツ工業解体撤去政策の再検討
- 先立つ9月15日 アチソン・ベビン・シューマン会談(ワシントン)
- アチソン:再検討賛成 ← → シューマン:反対
- 9月18日 イギリス、ポンド切下げ(30.5%) → 各国通貨レート調整
- 9月20日 フランス、20.5%のフラン切下げ発表
- → マルクの切下げ幅問題をめぐる米仏交渉
- ・ルール石炭の輸出価格が国内価格を上回る割り増し価格(二重価格)をつけないという条件で、切下げ幅は20%に落ち着く。

# ④西ドイツ建国と貿易自由化

- マックロイ(高等弁務官):クレイの管理貿易政策から自由貿易政策への転換
- ・輸入統制の削減・周辺各国との二国間貿易協定の締結  
→西ドイツの周辺国からの輸入拡大(マルク切下げ幅は周辺国より少ない)
- 1949年11月9～11日 アチソン・ベビン・シューマン・マックロイ会談(パリ)
- ・西ドイツの鉄鋼生産能力と工業解体水準の緩和
- ベビン:鉄鋼生産力-年1100万トン→1700万トンへ
- シューマン「ドイツの過大な製鋼能力は、ヨーロッパにおける統合の成功を危殆ならしめる」→鉄鋼およびその原料となる石炭問題に対する抜本的な解決策の必要性(仏独和解の前提条件)

# (3) シューマンプランの形成

- 1950年4月 ルール国際機関の解体とドイツによるルール所有・管理権の回復
- →仏、ルールに対するコントロール喪失
- ・仏のジレンマ:英が欧州統合に本格参加しないまま、貿易自由化という条件の下でドイツ工業力(とりわけ石炭・鉄鋼産業)が復活→シューマンプラン(モネ首相による立案)
- ヨーロッパ工業経済の基本的原料である石炭・鉄鋼産業を国際的な管理の下に置く。
- ① フランスのルール石炭へのアクセス保障
- ② 石炭二重価格の廃止(フランス鉄鋼産業がドイツ鉄鋼企業と同じ条件でルール石炭を入手する)
- \* イギリスの不参加が予想される計画(プランの超国家的性格・英の石炭二重価格制度)
- 6月20日 イギリス不参加のまま6国会議→石炭鉄鋼共同体計画具体化へ

# 来週の内容

- 第11章 マーシャル・プラン